

## みやき町有料広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町有資産への民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定め、その広告媒体としての活用を促進することにより、町の新たな財源の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる町有資産のうち広告募集を行うものをいう。
  - ア 町の広報印刷物
  - イ 町の所有する施設
  - ウ 町のホームページ
  - エ その他広告媒体として活用できる町有資産で別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 所管課 広告掲載に係る事務を担当する課をいう。

### (広告の基本原則)

第3条 広告媒体の公共性及び品位を保つため、次の各号を広告の基本原則とする。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
  - (2) 住民及び企業等に不利益を与えないものであること。
  - (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
  - (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
  - (5) 関連法規及び社会秩序を遵守したものであること。
- 2 前項に規定する基本原則に反しないもののほか、掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

### (広告媒体、広告の規格及び広告掲載場所等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体、規格、掲載場所、募集方法、選定方法及び掲載料については、別途定める。

### (広告審査委員会)

第5条 広告の内容等に関し、所管課において掲載の可否について疑義が生じた際に、必要な審査を行うため、みやき町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 所管課長は、広告の内容等に関し、その掲載に疑義が生じた場合に、委員会の会議（以下「会議」という。）の開催を委員長に求めるものとする。

2 委員長は、前項の所管課長の求めに応じて会議を招集し、その議長となる。

3 会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、所管課の長又は職員を会議に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査結果の通知)

第7条 委員会は、審査結果を所管課長に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(みやき町広報の有料広告掲載に関する要綱の廃止)

2 みやき町広報の有料広告掲載に関する要綱(平成19年みやき町告示第6号)は、廃止する。

別表(第5条関係)

職	役 職
委員長	総務部長
委員	民生部長
〃	事業部長
〃	会計管理者
〃	教育委員会事務局長